

厚生病院デイサービス

指定地域密着型通所介護・総合事業通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団綱島会(以下「事業者」という。)が設置する厚生病院デイサービス(以下「事業所」という。)において実施する指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「地域密着型通所介護(総合事業通所介護)従事者」という。)が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者及び事業対象者に対して、適切な指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所型)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
指定総合事業通所型介護の提供にあたって、要支援状態の利用者又は事業対象者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって、利用者の生活機能の維持又は向上も目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所型介護)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供を行う。
- 6 前各項のほか、「姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」及び「姫路市介護予防・日常生活支援総合事業の人員・設備及び運営等の基準に関する要綱を定める内容」を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条

- 1 指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所型)の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。
- 2 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 厚生病院デイサービス
- (2) 所在地 姫路市御立西4丁目1番6号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 従業者

生活相談員	1人以上
介護職員	2人以上
機能訓練指導員	1人以上
看護職員	1人以上

従事者は、指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の業務に当たる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員は、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護をおこなう。

(営業日、営業時間等)

第6条

事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時30分までとする。

(指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の利用定員)

第7条

事業所の利用定員は、1日16名とする。

(指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の内容)

第8条

指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス

- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

(利用料等)

第9条

指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いをうけるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

- 2 指定総合事業通所介護を提供した場合の利用料の額は、姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱によるものとする。

- 3 利用者から実費徴収する内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の希望による、通常的时间を超える通所介護の費用
- (2) 食事実費
- (3) おむつ代
- (4) 趣味活動費
- (5) その他(日常生活においても通常必要となるものの費用で、利用者が負担するものが適当と認められるもの)

- 4 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

- 5 指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の内容を、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施地域は、姫路市内(ただし、家島、安富町、香寺町を除く)とする。

(衛生管理等)

第11条

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに

に、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条

利用者は指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条

指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条

指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護(指定総合事業通所介護)に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者から苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律

のガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備
 - (3) 定期的な虐待の防止のための研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第18条

指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言などを聞く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(個別計画の提出)

第19条

居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターからの地域密着型通所介護(総合事業通所介護)計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護(総合事業通所介護)計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(記録の整備)

第20条

事業者は、従業者、設備、備品を及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護(総合事業通所介護)の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日及び運営推進会議を開催し、その会議の報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日と

する。

(業務継続計画の作成等)

第21条

事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定地域密着型通所介護・総合事業通所介護の提供を受けられるよう次の措置を講じるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) おおむね6月に1回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(その他運営に関する留意事項)

第23条

事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修
 - (2) 継続研修
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団綱島会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規則は、平成18年8月1日より施行する。

この規則は、平成19年10月1日より施行する。

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

この規則は、平成21年11月1日より施行する。

この規則は、平成25年11月1日より施行する。

この規則は、平成28年4月1日より施行する。

この規則は、平成29年10月1日より施行する。

この規則は、令和2年9月1日より施行する。

この規則は、令和5年9月1日より施行する。

この規則は、令和6年10月1日より施行する。

この規則は、令和7年3月1日より施行する。